

熊本県監査委員公告第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により平成25年度、平成28年度及び平成29年度包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、次のとおり公表する。

平成31年1月7日

熊本県監査委員	濱	田	義	之
同	竹	中		潮
同	氷	室	雄	一郎
同	田	代	国	広

平成28年度 包括外部監査結果報告に関する措置状況

番号	頁	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
1	26	大型施設開発について	意見	<p>大型施設の整備については課題が多く、自治体としても慎重な検討と事後的な評価が必要である。</p> <p>a. 公共性を伴う大型施設開発は自治体主導で行うことが望ましいこと</p> <p>b. 大型施設は、その開発に比較的長い期間を要すること</p> <p>c. 大型施設開発は、多額の予算を必要とすること</p> <p>d. 開発事業が始まれば、その途中で事業の中止或いは見直しが行いづらいこと</p> <p>今回の外部監査対象にした「臨海工業用地造成事業特別会計」の事業の中に熊本港の整備事業があった。事業の詳細については、「臨海工業用地造成事業特別会計」に関する記述を見ていただきたい。</p> <p>今後、もし同様の大型施設の開発が進行した場合、過去の事例の検討結果を生かし、計画の途中であっても事業の見直しができる柔軟性が必要である。</p>	<p>熊本県が行う公共事業については、社会情勢の変化に応じて、計画や事業の見直し等を行っており、今回のご指摘の趣旨を踏まえ、今後も慎重な事業実施等に努めて参る。</p> <p>なお、農林水産省及び国土交通省が所管する公共事業のうち熊本県の農林水産部及び土木部が事業主体となって実施する事業については、一定の条件で再評価の対象となり、第三者からなる「熊本県公共事業再評価監視委員会」からの意見を踏まえ県の対応方針を決定している。</p> <p>また、現在のところ、農林水産部及び土木部が実施する公共工事以外では、新たな工業団地等の造成や大型施設開発等の計画はない状況である。</p>	実施済み